

堺市立総合医療センター臨床研修管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は堺市立総合医療センターにおいて、初期臨床研修（以下「臨床研修」という。）を適切かつ円滑に行うことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(臨床研修医の身分等)

第2条 臨床研修を行うことができるのは、医師免許を有し、当院の規定に基づく選考を経て臨床研修医（以下「研修医」という。）として採用された者とする。

2 当院の研修医の身分および処遇については就業規則に定める。

(研修医の募集・採用)

第3条 研修医の募集および採用については、初期研修医公募要綱に定める。

(研修医の研修期間)

第4条 研修医の研修期間は原則2年間とする。

(組織・運営)

第5条 臨床研修の実施や評価及び研修医の募集に関する業務を統括する部門は、臨床教育センターとする。

2 臨床研修プログラムが基本理念に沿って実施され、研修医が研修の到達目標を円滑に達成できるようにするため、研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(研修内容)

第6条 臨床研修の内容は、臨床研修省令の趣旨に沿って作成された堺市立総合医療センター臨床研修プログラム（以下「プログラム」という。）による。

2 研修はプログラムに規定された内容を中心とし、ほかに委員会が認める様々な活動を通して医師として有用な社会経験を積むことができる。

(プログラム責任者)

第7条 プログラム責任者は堺市立総合医療センターに所属し、プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行う。

2 プログラム責任者は、プログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任命する。

(研修実施責任者)

第8条 協力型臨床研修病院および臨床研修協力施設の管理者またはそれに準ずる者は臨床研修実施責任者として当該病院または当該施設において研修医が研修を行う期間の全体的責任を負う。

(指導医)

第9条 院長は卒後7年以上の臨床経験を有する者で厚生労働省の定める指導医養成講習会を修了した者を指導医として任命する。

2 指導医は、研修医による診断および治療行為とその結果について直接の責任を負う。研

研修医は指導医のもと担当医として診療にあたり、研修医が記録した診療録は、必ず指導医が記載内容を確認し両者のサインを行い連名で記載したことを明らかにしておく。

- 3 指導医は、担当する分野における研修において、研修医の研修目標が達成できるよう指導し、研修終了後に研修医の評価をプログラム責任者に報告する。
- 4 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。
- 5 指導医が不在の時は、その指導する内容について十分な経験と指導能力のある医師が指導者として研修医の指導を行う。

(上級医)

第10条 上級医とは、研修医に対する指導を行うために2年以上の臨床経験および能力を有している医師で、第9条第1項に定める指導医の要件を満たしていない者をいう。

2 上級医は、臨床研修の現場において、指導医の管理の下に研修医の指導にあたる。診療の実践を通じて技術や判断力の補助を行い、診療の安全確保に努めるものとする。

3 上級医は、研修医が行う診断、治療および診療録の記載内容を適宜確認し、必要な指導を行うとともに、その内容を診療記録に残さなければならない。

4 上級医は、指導医を補佐して研修医の学習機会を確保するほか、診療チームにおいてリーダーシップを発揮し、研修医とともに最適な治療方針の決定に参画する。

(指導者)

第11条 院長は看護局およびその他のコ・メディカルスタッフのうち研修医の指導を行う者を指導者として任命する。

2 看護師長は看護部門指導者として看護職の立場から研修医に対する教育指導を行い研修終了後に研修医に対する評価表を作成の上、プログラム責任者へ報告する。

3 コ・メディカル部門の責任者はコ・メディカル部門指導者として各専門分野の立場から研修医に対する教育指導を行い研修終了後に研修医に対する評価表を作成の上、プログラム責任者へ報告する。

(臨床研修の評価)

第12条 研修の評価は、各科ローテーション終了ごとに、自己評価、指導医からの評価、看護局や薬剤・技術局、患者、救急隊、同僚等からの評価、および研修医による指導医・診療科への評価を実施し、その結果はメンターおよび臨床教育センターの事務がフィードバックするものとする。

2 プログラム責任者は、研修医および指導者による指導医および診療科の評価結果を総括し、各科指導責任者へ報告することで、指導体制の改善に活用するものとする。

3 研修管理委員会は、研修医、指導医および指導者による研修プログラム全体に対する評価に基づき、定期的に研修プログラム全体の改善を行うものとする。

(研修医の業務)

第13条 研修医は、以下の業務を行う。

(1) 病棟業務

研修医は、指導医のもと担当医として診療に従事する。診療にあたっては主治医が決定した診療計画または主治医とともに決定した診療計画に基づき積極的にこれを行う。研修医の指示を受けた看護・薬剤・その他職員は、研修医の指示に疑問がある場合は当該研修医並びに指導医にこれを確認する必要がある。診療科以外の部門では、指導者のもとで研修を行うこともある。

(2) 救急当直

研修医は、当直マニュアルに従い、上級医（指導医）の当直者の指導のもと、救急外来での診療・当直業務を行う。

(3) 外来

研修医は、外来マニュアルに従い、指導医の監督のもと担当医として外来診療に従事する。

(4) 手術室

研修医は、術者の指導のもと助手として手術・検査に参加する。また、症例によっては指導的助手の指導のもと、手術・検査の術者としても参加する。

(5) 血管造影室・内視鏡室等

研修医は、術者の指導のもと助手として検査に参加する。また、症例によっては指導的助手の指導のもと、検査の術者としても参加する。

(6) 各科勉強会、横断的カリキュラムへの出席

研修医は、研修修了要件として指示された各科カンファレンス、抄読会、C P C、各種横断的カリキュラム等に参加しなければならない。

(7) 各種委員会への参加

研修医は、臨床教育センターの指定する各種委員会にオブザーバーとして参加する場合がある。

(8) 院内各種講演会への出席

研修医は院内で行われる各種講演会へ可能な限り出席することが望ましい。この出席状況は臨床教育センターが管理する。出席が不十分な場合は、その旨を当該研修医に通知する。

(9) 各種手技の経験

各種手技は指導医（上級医）の監督のもとに行う。

(10) その他

研修医は、医療倫理委員会・医療安全管理センター・感染症対策センターが定める研修会、N S T、防災訓練、予防接種等、病院または臨床教育センターが定める業務、行事等に従事しなければならない。また研修医は、臨床研修プログラムに沿った勤務以外を行ってはならない。

(医療安全)

第14条 医療安全については、医療安全管理センターが統括している。研修医は医療安全対策マニュアルおよび院内感染対策マニュアルに従い、インシデント、アクシデントについて確実に報告をし、フィードバックを受ける。

(健康管理)

第15条 研修医は次に定める健康診断等を受けなければならない。

- (1) 定期健康診断
- (2) 特殊勤務者に求められる健康診断（法の規定によるもの）
- (3) 必要と認められる感染症に関する抗体検査等
- (4) 伝染病等により臨時に必要な生じた健診および予防接種

2 健康診断の結果、異常が認められた場合には、状況に応じて当該研修医に対してサービスの軽減または休養等を命じ、健康保持に必要な措置をとらなければならない。

(臨床研修修了認定)

第16条 研修管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、定められた研修期間の終了に際し委員会を開き修了認定のための評価をしなければならない。

2 委員会からの評価および、臨床研修省令施行通知に規定する臨床研修の修了基準に従い、当該研修医が研修を修了したと認める場合には所定の臨床研修修了証を交付する。

3 研修修了を認められないと判断された場合には、その理由を文書で研修医に通知し原則同一プログラムで引き続き研修を行うこととする。

(臨床研修の中断・再開)

第17条 臨床教育センターは、委員会の評価に基づき、医師としての適性を欠く場合や、病気出産など療養のため研修継続が困難と認めた場合、その時点で当該研修医の研修評価を行い、院長に報告する。

2 委員会の評価あるいは研修医自らの中断申し出を受け、臨床研修省令施行通知に規定する臨床研修の中断の基準に従い、臨床研修を中断することができる。

3 研修医の臨床研修を中断した場合、院長は速やかに当該研修医に対し「臨床研修中断証」を交付する。また、速やかに、臨床研修中断報告書及び当該中断証の写しを近畿厚生局健康福祉部医事課あてに送付する。

4 研修を中断した研修医が臨床研修を当院で再開希望をした場合は、中断内容を考慮し可否を決定する。また再開の場合はその内容を考慮した研修を行う。

5 臨床研修を中断した研修医は、希望する研修病院に臨床研修中断証を添えて、研修の再開を申し込むことができる。

(研修記録の保管)

第18条 研修医に関する以下の記録は、当該研修医が初期研修を修了または中断した日から5年間保存する。

- (1) 氏名、医籍の登録番号及び生年月日
- (2) 修了し、または中断した臨床研修に係る研修プログラムの名称

- (3) 臨床研修を開始し、及び修了し、または中断した年月日
- (4) 臨床研修を行った臨床研修病院（臨床研修施設と共同して臨床研修を行った場合にあっては、臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の名称
- (5) 修了し、または中断した臨床研修の内容および研修医の評価
- (6) 臨床研修を中断した場合にあっては、臨床研修を中断した理由
(研修中の相談、心のケア)

第19条 研修医の悩み相談は、臨床教育センター、メンター、またはヘルスケアサポートセンターにて対応する。

2 ヘルスケアサポートセンターにおいては、産業医が研修医の健康面に関する相談に応じるものとする。

3 臨床教育センターは必要に応じて指導医、上級医および関係部署と連携し、研修医をサポートする。

(研修修了者の追跡確認)

第20条 臨床教育センターは、臨床研修修了者の現在の勤務先および連絡先について定期的に確認し、必要に応じて援助する体制を作るよう努力する。

(その他)

第21条 本要綱に定めのない事項については、委員会の審議・承認を経て決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

平成27年	7月	1日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
令和3年	10月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和4年	6月	1日	一部改正
令和6年	4月	1日	一部改正
令和8年	4月	1日	一部改正